	令和元年度 第 4 回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録
1.	開催日時
	令和2年3月25日(水) 13:30~15:30
2.	開催場所
	岐阜県水産会館3F 会議室
3.	出席者
	委員の定数 13名
	出席委員 12名
4.	議事事項 ········
	議第8号 遊漁規則の一部変更について
	議第9号 揖斐川上流部における採捕禁止に係る委員会指示の適用除外について
	議第10号 増殖指示数量の一部変更について
	情報提供 コロナウイルス対策の状況について
5.	議事の経過 ·······
	別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発言内容					
開会						
事務局	本委員会定数13名中12名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員					
	会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることを報告。					
会長	議事録署名者を依頼。					
議第8号 遠	議第8号 遊漁規則の一部変更について					
事 務 局	漁業法第129条第4項に基づき岐阜県知事から内水面漁場管理委員会					
	に諮問されたもの。遊漁規則の変更については、漁業法第129条第5項					
	の規定により、「遊漁を不当に制限するものでないこと。」及び「遊漁料金					
	の額が増殖及び管理の費用に比して妥当なものであること。」が認可要件。					
	申請漁業協同組合は根尾川筋漁業協同組合					
	【変更内容】					
	1. 小鹿谷の東谷川との合流点から上流全域と悪田谷川の東谷川との合流					
	点から上流全域を新たに禁止区域に設定。					
	2.「根尾川の右岸揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼字淀口 831-3 と、本巣市神海					
	1648-2 地先とを結ぶ中電高圧線より上流100メートルから樽見鉄道					
	伊ノ前鉄橋下流端(変更前:岐礼ポンプ小屋)」の区域を釣り専用区と					
	する。悪田谷川(東谷川との合流点から上流全域)の釣り専用区指定					
	を解除する。					
	3. アユの年釣り遊漁料を現行 10,500 円から 11,000 円に、日釣り遊漁料					
	を現行 2,100 円から 2,200 円に変更。雑魚の年釣り遊漁料を現行 6,300					
	円から 6,600 円に変更。アユ・雑魚共通年釣り遊漁料を現行 16,800					
	円から 17,600 円に変更。また、心身障害者 3 級以上(身体障害者又は					
	療育手帳の所持者)の減免遊漁料について、アユ日釣り遊漁料を現行					
	1,000 円から 1,100 円に変更、雑魚の年釣り遊漁料を現行 3,100 円から					

【変更理由】

に変更する。

1. 渓流魚の資源を増殖するため。なお、小鹿谷については地元調整により、試験的に5年間の期間設定とする。

3,300 円に変更、アユ・雑魚共通年釣り遊漁料を現行 8,400 円から 8,800 円に変更。また、女性のアユ年券及びアユ・雑魚共通券の遊漁料金の減免額を心身障害者 3 級以上の区分と同等に変更し、アユ年釣り遊漁料を現行 7,300 円から 5,500 円に、アユ日釣り遊漁料を現行 1,000 円から 1,100 円に変更、雑魚の年釣り遊漁料を現行 3,100 円から 3,300 円に変更、アユ・雑魚共通年釣り遊漁料を現行 10,400 円から 8,800 円

- 2. 根尾川本川については、当該区間上流端の境界をより明確にするため のもの、悪田谷川は渓流魚の資源増殖のため禁止区域に指定しなおす ためのもの
- 3. 消費増税以後遊漁料を値上げせずに据えおいたこと及び現状の増殖事業を維持するために、遊漁料を増額するもの。また、女性の遊漁料を さらに減免し、値下げすることにより、女性遊漁者の増加を図るもの。

【妥当性】

禁止区域、釣り専用区については行使規則も変更申請されており、遊漁者のみを不当に制限するものではない。

申請された遊漁料の額は、当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用を基に算出した限度額以下である。

遊漁料の減免措置であり、遊漁を不当に制限するものではない。

「意見なし」で答申することを可決。

(答申文案)

岐漁管委第 号、令和2年3月25日、

岐阜県知事 古田 肇 様、岐阜県内水面漁場管理委員会 会長 酒向 貞夫、第5種 共同漁業権遊漁規則の一部変更について(答申)、

令和2年3月24日付け里川第513号で諮問のありました標記については、意見はありません。

【議第9号】揖斐川上流部における採捕禁止に係る委員会指示の適用除外について

事 務 局

揖斐川上流部における水産動物の採捕禁止の委員会指示について、水産 資源の繁殖保護に資する調査研究のため徳山ダム管理所長より申請があ り、その是非について審議するもの。

【申請内容概要】

適用除外する委員会指示事項:揖斐川上流部における魚類の採捕禁止 採捕する水産動物の種類及び量:

採捕禁止区域内に生息する魚類 10,000 尾以内

採捕する区域:

- ・揖斐川町塚奥山地内の才谷合流点から上流の揖斐川及びその支派川
- ・揖斐川町門入地内の黒谷合流点から上流の揖斐川支流西谷、黒谷及び その支派川

採捕の期間:令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

漁具及び漁法:投網、タモ網、定置網、(潜水観察)

【申請業務の概要】

徳山ダムの湛水化以降の生物相の把握と、湛水が魚類に及ぼす影響に関

する調査であり、平成15年から継続実施されている。昨年の申請内容から採捕従事者の一部が転勤等により変更となっており、採捕方法は、投網、たも網、定置網になっている。申請者は、漁場管理委員会指示の適用除外申請の他に、徳山ダム湖、他の支流を調査対象としており、徳山ダムから上流の区域を対象に岐阜県漁業調整規則第36条に規定する特別採捕許可を知事に申請している。

【妥当性】

本委員会指示は、徳山ダム建設に伴って自由漁場となった当該漁場において、水産資源が著しく減少するといった事態が生じたことから、平成15年から、保護すべ箇所を選定し水産動物の採捕禁止を指示したもの。本申請による調査は今後、当該漁場に漁業権を設定することになった場合に、漁場計画策定に係る科学的根拠になりうるものである。また、採捕魚等については全て放流することとしており、水産資源に悪影響を与えるものではない。

適用除外申請を認めることを可決。

【議第10号】増殖指示数量の一部変更について

事 務 局

令和元年12月20日開催の当漁場管理委員会で審議した議第7号「令和元年放流実績及び令和2年増殖指示数量について」において決定した令和2年増殖指示数量の一部変更について審議。

【変更漁協】

津保川漁協

【変更魚種】

アマゴ

【変更理由】

令和元年放流実績において指示放流量不足分2kgを加算した52kgを令和2年の指示数量としていたが、その後令和元年放流実績は指示数量通りであることが判明したため、加算前の50kgを令和2年度の指示数量とするもの。

原案のとおり変更することを可決。

【情報提供】コロナウイルス対策の状況について

事 務 局

コロナウイルス感染症対策のアクションプランについて説明。

現時点の県内水産業への影響について説明。

水産庁から示された漁業者向け感染症対策、融資制度について説明。

委		員	漁協が主催する子供対象の釣り大会等の開催を中止すべきか、どのよう
			に判断すればよいか。
事	務	局	主催者判断になる。県で一律に判断基準を示していない。
閉会			会長が挨拶し、閉会を宣言。